

## 留意事項

### 1 助成対象

公共交通事業者及び宿泊事業者です。

「公共交通事業者」とは、いわゆるバス・タクシー・介護タクシー及び運転代行を営む事業者であり、「宿泊事業者」とは、旅館業法に基づき、ホテル・旅館・民宿を営む事業者及び住宅宿泊事業法に基づき民泊業を営む事業者です。

### 2 助成要件

対象業種を営む中小企業等（個人を含む）であって、次の各号の要件全てを満たす事業者です。

- (1) 公共交通事業者の場合は、市内に主たる事業所を有していること。宿泊事業者の場合は、市内に宿泊施設を有していること。
- (2) 感染拡大防止対策を実施していること。
- (3) 申請時において、事業を営んでいること。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は助成の対象としません。

- (1) 根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条に規定する暴力団関係事業者
- (2) その他市長が不相当と認める事業を行う事業者

### 3 助成金額

基本助成額として10万円のほか、公共交通事業者においては、申請時において旅客運送事業等に供するために保有する乗合バス及び貸切バスの車両台数1台につき4万円、その他旅客運送事業等に供するために保有する車両台数1台につき2万円、宿泊事業者については、申請時において旅館業等に供するために稼働している客室1室に対し2万円を助成します。

(例) 車両20台を有するバス事業者

基本助成額10万円＋バス保有台数分80万円（20台×4万円）  
＝助成額90万円

(例) 車両15台を有するタクシー事業者

基本助成額10万円＋車両保有台数分30万円（15台×2万円）  
＝助成額40万円

(例) 2つの施設（10室と15室）を有する宿泊事業者

基本助成額10万円＋施設1客室数分20万円（10室×2万円）  
＋施設2客室数分30万円（15室×2万円）  
＝助成額60万円

### 4 申請に必要な書類

公共交通・宿泊施設感染拡大防止対策助成金申請書（様式1）のほか、次の書類を添付する必要があります。

- (1) 感染拡大防止対策を実施していることが確認できる書類又は写真

- (2) 助成金の振込先（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人）が確認できる預金通帳の写し
- (3) 公共交通事業者については、旅客運送事業等を行っていることがわかる許可証等の写し及び旅客運送事業等に供するために保有する車両の一覧表、宿泊事業者については、旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業法による届出番号が記載された書類の写し

## 5 感染拡大防止対策の実施確認書類又は写真

交付申請書の記載例には、次のようなものを例示しています。なお、これ以外であっても、具体的に感染拡大防止対策を実施していることが分かる書類又は写真であれば構いません。

- ①ホームページ等での感染拡大防止対策を実施していることの表記
- ②宿泊施設内に消毒液を設置していることがわかる写真
- ③車両内での感染拡大防止のため、運転席にビニールカーテンを設置していることがわかる写真
- ④施設内等における取り組んでいる感染拡大防止対策の掲示

## 6 申請方法

同封している返信用封筒により郵送で申請してください。

## 7 申請期間

令和2年5月15日（金）から令和2年8月31日（月）までの平日の午後5時までとなります。

## 8 助成金の支給時期

助成金の支払日については、

5月19日（火）午前中までに申請が受理されたものについては、5月22日（金）、5月26日（火）午前中までに申請が受理されたものについては、5月29日（金）にお支払いする予定です。

5月26日（火）午後以降の申請受理分については、6月以降随時お支払いします。

## 9 助成金の課税取扱い

税務上、助成金については所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に算入されるものですが、収入の減少や各種経費の支払いなどによって、助成金の支給額を含めてもなお、赤字となる場合については、課税所得は生じないこととなります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

## 10 その他

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

根室市総合政策部総合政策室

電話：0153-23-6111 内線2253・2254